

1.1 共同住宅等の居住者が利用する駐車場（条例第24条関係）

政 令	条 例
	第二十四条 共同住宅等に設ける主として当該共同住宅等の居住者が利用する駐車場（以下「共同住宅等居住者用駐車場」という。）には、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の数（当該共同住宅等居住者用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。）が百以上の場合は、当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
	2 前項の規定により設ける車椅子使用者用駐車施設は、第二十八条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けなければならない。

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分）

施設等	チェック項目	
共同住宅等の居住者が利用する駐車場 (条例第24条)	①共同住宅等の居住者が利用する駐車場には、1%以上（端数は切捨て）の車椅子使用者用駐車施設を設けているか（当該駐車施設の総数が100以上の場合に限る）	
	②車椅子使用者用駐車施設	—
	(1) 幅は350cm以上であるか (2) 利用居室及び住戸（寄宿舍にあつては、寝室。）までの経路が短い位置に設けられているか	

〔解説〕

○共同住宅等における居住者用駐車場は、区画の利用者を特定している場合が多く、「多数の者が利用する駐車場」に該当しないため、政令第18条の適用対象とはならないが、条例第24条の規定により100台以上の駐車施設を有する大規模な共同住宅等においては居住者用の車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられる。

チェックリスト①（条例第24条第1項）

○同一敷地内に複数の共同住宅等居住者用駐車場を設ける場合は、当該駐車場に設ける駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数算定する。

○車椅子使用者の利用上支障がないものとして規則で定める場合には、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「共同住宅等居住者用機械式駐車場」という。）であつて、車椅子使用者が円滑に乗降することが可能な駐車施設を必要数以上設ける場合とする。

<機械式駐車場において車椅子使用者が円滑に乗降することが可能な駐車施設>

- ・車椅子のキャスター等が落ちないことを基本とする。
- ・フラット化されたパレット等により、車椅子使用者が円滑に自動車から乗降が可能であり、かつ、当該共同住宅等居住者用機械式駐車場の出入口部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられていること。

(参考) 条例施行規則第 8 条 (抜粋)

(車椅子使用者の利用上支障がない、共同住宅等の居住者が利用する駐車場)

第八条 条例第二十四条第一項ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 共同住宅等に設ける主として当該共同住宅等の居住者が利用する駐車場（以下「共同住宅等居住者用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「共同住宅等居住者用機械式駐車場」という。）である場合であって、当該共同住宅等居住者用機械式駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数及び車椅子使用者用駐車施設以外の車椅子使用者が円滑に乗降することが可能な駐車施設の数の合計数が条例第二十四条第一項に定める数以上であるとき

二 共同住宅等居住者用機械式駐車場及び共同住宅等居住者用機械式駐車場以外の共同住宅等居住者用駐車場を設ける場合であって、当該共同住宅等居住者用機械式駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数及び車椅子使用者用駐車施設以外の車椅子使用者が円滑に乗降することが可能な駐車施設の数並びに当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該共同住宅等居住者用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が条例第二十四条第一項に定める数以上であるとき

三 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）を行う場合であって、当該増築等に係る部分に設ける共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に共同住宅等居住者用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該共同住宅等居住者用駐車場に設ける駐車施設の総数。）に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）以上の車椅子使用者用駐車施設（共同住宅等居住者用機械式駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設以外の車椅子使用者が円滑に乗降することが可能な駐車施設を含む。）を設けるとき

○共同住宅等居住者用機械式駐車場の駐車施設のうち、車椅子使用者が円滑に乗降することが可能な駐車施設の数を車椅子使用者用駐車施設として算定することも可能とする。

チェックリスト② (条例第 24 条第 2 項)

- (1) 車椅子使用者用駐車施設の幅は、350cm 以上（乗降用スペース含む）としなければならない。
- (2) 車椅子使用者用駐車施設は、条例第 28 条第 1 項第 3 号の当該経路を構成する住戸に近接して設けなければならない。